

令和 8 年 10 月吉日

お客様 各位

「未利用口座管理手数料」の対象口座の改定のお知らせ

信用組合愛知商銀

平素は、信用組合愛知商銀をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当組合では、令和 3 年 1 月 1 日以降に開設いただいた普通預金口座（総合口座を含む）を対象に「未利用口座管理手数料」を適用させていただいておりますが、マネロンの観点等から、長期間利用されていない口座が不正利用されることによる被害を防止するため、令和 9 年 4 月 1 日（木）より、本手数料の対象範囲を下記の通り拡大し、令和 2 年 12 月 31 日以前に開設された口座にも適用させていただきます。

今後ともより一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

◆ 未利用口座管理手数料の内容について

適用対象口座	令和9年3月まで	令和3年1月1日以降に開設された普通預金口座（総合口座含む）
	令和9年4月以降	<u>すべての普通預金口座（総合口座を含む）、貯蓄預金、納税準備預金口座</u>
適用条件	最後のお預入れまたは払戻しから 2 年以上、一度もお預入れまたは払戻しの利用がない口座であること（該当口座のお利息の組み入れおよび未利用口座管理手数料の引落しは除きます） ※紛失等でご利用を停止されている口座も対象となります。	
	該当の預金口座の残高が 1 万円未満であること	
	同一営業店で、定期性預金または出資金がないこと	
	該当預金口座の名義人が 18 歳以上であること	
手数料	年間 1,200 円（消費税別）	

また、本件手数料改定に伴い、「普通預金（無利息型普通預金を含む）・貯蓄預金・納税準備預金 共通規定」および「総合口座取引規定」の改正を実施いたします。

◆ 未利用口座管理手数料のご案内について

お客様の口座が未利用口座管理手数料の対象口座となった場合、事前に文書にてお届けのご住所宛にご案内をさせていただきます。

ご案内後、一定期間経過後もお取引がない場合に、未利用口座管理手数料をご負担いただきます。

※ご案内が延着または到着しなかった場合でも通常到達したものとみなします。

◆ 口座の自動解約について

残高不足等により未利用口座管理手数料の引落しが不能となった場合には、残高を未利用口座管理手数料の一部とさせていただきます、この口座を自動的に解約させていただきます。

なお、一部ご負担いただいた未利用口座管理手数料のご返却、および解約させていただいた口座の再利用には応じ致しかねますので予めご了承ください。

手数料の領収書および解約に係る計算書は発送いたしません。手数料引落としまたは解約後、10 年以内にお客さまからのお申し出があった場合は、領収書または取引履歴を発行いたします。

取引履歴発行には、別途手数料が必要となります。

◆ 規定の改正について

普通預金（無利息型普通預金を含む）・貯蓄預金・納税準備預金 共通規定

新	旧
17.（未利用口座管理手数料） (1) 未利用口座管理手数料は、当組合が別に定める未利用口座が対象となります。 (2) この預金は、当組合が別に定める一定期間、決算利息および未利用口座管理手数料以外の預入れまたは払戻しがない場合には、未利用口座となります。 (3) この預金口座が未利用口座となりかつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、文書にてお届けのご住所にご案内後、一定期間経過後も所定のご利用がない場合、当組合所定の未利用口座管理手数料をいただきます。 (4) 当組合は、この預金口座から払戻請求書等によらずに当組合所定の方法により未利用口座管理手数料を引落します。 (5) 一旦引落となり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料については、ご返却いたしません。 (6) この預金口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合（残高が0円の口座を含みます。）、当組合は、預金者に通知することなく残高全額を未利用口座管理手数料に充当のうえ、この預金口座を解約できるものとします。 (7) 解約された口座の再利用はできません。	17.（未利用口座管理手数料） 令和 3 年 1 月 1 日以降に開設された預金口座には、別に定める「未利用口座管理手数料」が適用されるものとします。

総合口座取引規定

新	旧
21. (未利用口座管理手数料) (1) 未利用口座管理手数料は、当組合が別に定める未利用口座が対象となります。 (2) この預金は、当組合が別に定める一定期間、決算利息および未利用口座管理手数料以外の預入れまたは払戻しがない場合には、未利用口座となります。 (3) この預金口座が未利用口座となりかつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、文書にてお届けのご住所にご案内後、一定期間経過後も所定のご利用がない場合、当組合所定の未利用口座管理手数料をいただきます。 (4) 当組合は、この預金口座から払戻請求書等によらずに当組合所定の方法により未利用口座管理手数料を引落します。 (5) 一旦引落となり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料については、ご返却いたしません。 (6) この預金口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合(残高が0円の口座を含みます。)、当組合は、預金者に通知することなく残高全額を未利用口座管理手数料に充当のうえ、この預金口座を解約できるものとします。 (7) 解約された口座の再利用はできません。	21. (未利用口座管理手数料) 令和3年1月1日以降に開設された預金口座には、別に定める「未利用口座管理手数料」が適用されるものとします。

◆ 手数料の内容変更及び預金規定の改正日

令和9年4月1日(木)

ご不明な点は、お取引店までお問合せください。

以上